

都市の低炭素化の促進に関する法律にかかる低炭素建築物新築等計画の認定等手数料

(1)* 申請に併せて区長が指定する者(適合性確認機関)が作成した低炭素法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合。適合書ありの場合

(2)* (1)以外の場合。適合性確認機関による適合書なしの場合かつ、誘導仕様基準(住宅部分)、モデル建築法(非住宅部分)による場合。

(3)* (1)以外の場合。適合性確認機関による適合書なしの場合かつ、誘導仕様基準・標準計算法併用による場合。

(4)* (1)以外の場合。適合性確認機関による適合書なしの場合かつ、標準計算法(住宅部分)、標準入力法等(非住宅部分)による場合。

※ 複合建築物全体の認定申請は住宅部分と非住宅部分の額を合算した額とする。

申請分類		認定申請手数料				変更認定申請手数料			
		(1)*	(2)*	(3)*	(4)*	(1)*	(2)*	(3)*	(4)*
ア:一戸建ての住宅(人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る)									
	当該部分の床面積の合計が200㎡未満のもの	5,800円	20,700円	30,100円	40,200円	4,100円	14,300円	21,100円	28,300円
	当該部分の床面積の合計が200㎡以上のもの	5,800円	22,200円	33,200円	44,900円	4,100円	15,100円	23,300円	31,500円
イ:ア以外の建築物									
(ア) 住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第2項に規定する住宅部分)※共同住宅等									
	当該部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	11,300円	38,700円	59,800円	81,000円	8,000円	26,800円	42,000円	56,800円
	当該部分の床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの	23,800円	66,900円	100,000円	135,000円	16,700円	46,500円	70,500円	94,600円
	当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	52,800円	120,000円	175,000円	229,000円	37,000円	84,800円	122,000円	161,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	94,700円	183,000円	256,000円	329,000円	66,500円	127,000円	179,000円	231,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	119,000円	〃	304,000円	390,000円	83,500円	〃	213,000円	273,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000㎡以上のもの	148,000円	〃	354,000円	449,000円	103,000円	〃	248,000円	314,000円
非住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項に規定する非住宅部分)									
	当該部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	11,300円	102,000円		266,000円	8,000円	71,600円		186,000円
	当該部分の床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満のもの	19,500円	129,000円		334,000円	13,800円	91,000円		234,000円
	当該部分の床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	31,600円	171,000円		431,000円	22,200円	119,000円		301,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	94,300円	276,000円		615,000円	66,100円	193,000円		430,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡未満のもの	149,000円	361,000円		758,000円	104,000円	253,000円		531,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	188,000円	434,000円		896,000円	132,000円	304,000円		627,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000㎡以上のもの	235,000円	509,000円		1,020,000円	165,000円	357,000円		715,000円